

府中市介護保険施設等指導要綱

第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第23条の規定による質問等並びにそれに基づく措置として、サービス事業者等に対して行う介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

この要綱に基づく指導は、サービス事業者等に対し、次に掲げる条例等で定める介護給付等対象サービスの取扱い又は介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを方針とする。

- (1) 府中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年府中市条例第4号）
- (2) 府中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年府中市条例第5号）
- (3) 府中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年府中市条例第5号）
- (4) 府中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年府中市条例第6号）
- (5) 府中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱（平成27年府中市告示第219号）
- (6) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (7) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (8) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- (10) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

- (11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (18) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス等

居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）及び第1号事業

(2) 居宅サービス実施者等

居宅サービス等を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であったもの

(3) 指定居宅サービス事業者等

指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(4) 指定居宅介護支援事業者等

指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(5) 指定介護老人福祉施設開設者等

指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者

(6) 介護老人保健施設開設者等

介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設を管理する者又は医師その他の従業者

(7) 指定介護療養型医療施設開設者等

指定介護療養型医療施設又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者

(8) 介護医療院開設者等

介護医療院若しくは介護医療院の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は

介護医療院の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者

(9) 指定地域密着型サービス事業者等

指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(10) 指定介護予防サービス事業者等

指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(11) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等

指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(12) 指定介護予防支援事業者等

指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(13) 指定事業者等

第1号事業を行う指定事業者又は当該指定に係る事業所の従業者

(14) 介護給付等

保険給付、予防給付及び市町村特別給付

(15) 介護給付等対象サービス

介護給付等に係る居宅サービス等

(16) 介護報酬

介護給付等に係る費用

(17) サービス事業者等

居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、介護医療院開設者等、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定事業者

(18) サービス利用者等

介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者

(19) 指定基準

第2の(1)から(10)までに掲げる条例等

第4 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 実地指導

次に掲げる形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

(1) 市が単独で行うもの（以下「一般実地指導」という。）

(2) 市及び県又は厚生労働省が合同で行うもの（以下「合同実地指導」という。）

第5 指導の実施体制

集団指導、実地指導及びこれに係る庶務は、健康福祉部長寿支援課で行う。

第6 指導の対象の選定等

指導はすべてのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる事項を踏まえて選定する。

1 集団指導

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて行う。

2 実地指導

(1) 一般実地指導

ア 予防的指導として、原則として指定後6か月以内の新規指定事業者から必要に応じて選定する。

イ 重点的指導として、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

ウ その他、特に一般実地指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。(行政手続法(平成5年法律第88号)第36条の3第1項又は府中市行政手続条例(平成14年府中市条例第2号)第34条の3の規定による処分等の求めの申出を受けたときを含む。)

(2) 合同実地指導

合同実地指導は、一般実地指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

第7 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ、次に掲げる事項等を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導開始時に通知を行うことができるものとする。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、厚生労働省が作成した「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき、関係者から関係書類を基に説明を求め、面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、文書によってその旨の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

(3)の文書による指導結果の通知を行う場合には、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、期限を定め、文書により報告を求めるものとする。

(5) 行政指導の中止等の求めの申出への対応

当該サービス事業者等から府中市行政手続条例第34条の2の規定による行政指導の中止等の求めの申出書を受け付けたときは、速やかに次の事項を調査し、当該行政指導が法令の定める要件に適合しないことが判明したときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるものとする。

ア 行政指導の内容

イ 行政指導の根拠となる法律又は条令の規定

ウ 行政指導の必要性

エ 行政指導の手法

オ 行政指導の対象となる事案の事実関係

第8 県との連携

市は県と互いに連携を図り、必要な情報交換等を行うことにより、集団指導及び実地指導の適切な実施に努めるものとする。

- (1) 市が集団指導を行う場合は、広島県健康福祉局地域福祉課及び市を所管する県厚生環境事務所に対して、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。
- (2) 県と共同して集団指導を行う場合は、対象事業者及び指導内容等について事前に調整の上、行うこととする。
- (3) 合同実地指導を行う場合は、対象事業者及び指導内容等について県と事前に調整の上、行うこととする。
- (4) その他、適切な集団指導及び実地指導の実施に必要と認められる事項について県と情報の交換等を行う。

第9 権限移譲

- 1 権限移譲に関して、移譲事務の適正な遂行のために必要と認める場合は、県に対し必要な支援を求めることとする。
- 2 県が移譲事務の違反の是正又は改善のための必要な措置を講ずるよう求めてきた場合は、県と事前に協議の上、適切な移譲事務の遂行ができるよう必要な措置をとり、報告することとする。

第10 監査への変更

実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに府中市介護保険施設等監査要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、虐待、身体拘束等により利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (3) 指定基準等に著しく違反していると認められる場合

第11 その他

- 1 同一のサービス事業者等が複数の事業所又は施設を運営している場合は、この要綱は、それぞれの事業所又は施設ごとに適用する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、指導の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。